

会 議 結 果 報 告 書

- 1 定例会
- 2 開会日時 令和 8 年 5 月 2 6 日（火）午後 1 時 3 2 分
- 3 閉会日時 令和 8 年 5 月 2 6 日（火）午後 2 時 0 1 分
- 4 出席者 教育長
教育委員 4 人 計 5 人
- 5 議決等の状況

原案可決	2 件	承 認	0 件
一部修正可決	0 件	同 意	0 件
継続審議	0 件	そ の 他	0 件
- 6 議事録 別添のとおり

教育委員会定例会議事録

- 1 会議年月日 令和8年5月26日（火）
- 2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田 憲章
委員	玉井 節夫
委員	神原 謙治
委員	松本 真奈美
委員	米田 珠美

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・ 5月19日（火）～20日（水）
全国町村教育長会第68回定期総会・研究大会
- ・ 5月22日（金） 安芸郡教育長会議

【学校教育関係】

- ・ 4月24日（金）～5月1日（金）学校訪問
- ・ 5月23日（土） 小学校運動会

【社会教育関係】

- ・ 5月26日（火） 社会教育委員の会議

日程第3 第3号議案 府中町放課後児童健全育成事業運営規程の一部改正について

日程第4 第4号議案 令和9年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	中本 孝弘	教育次長兼学校教育課長	宍田 貴
教育次長兼社会教育課長	砂崎 勇介	教育総務課長	宮脇 理恵
教育総務課主幹	長岡 広憲	教育総務課総務係長	信岡 久美
教育総務課主査	野田 直子		

6 議事の内容

（開会 午後1時32分）

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と神原委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。

日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告5件です。

まず、会議等2件です。

1件目は、5月19日火曜日、20日水曜日の2日間、東京で開催されました「全国町村教育長会第68回定期総会及び研究大会」についてです。1日目は、総会の後、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会長の上智大学教授 奈須正裕氏の講演「これからの学校にもとめられるもの」が行われ、その後、3つの町の教育長から、実践報告がありました。2日目は、文部科学省重点事項説明において、初等中等教育企画課長から、「初等中等教育施策の動向について」説明がありました。

2件目は、5月22日金曜日に坂町で開催されました「安芸郡教育長会議」についてです。教育長、教育部長、学校教育課長が出席しました。学校教育に関する諸課題について、安芸郡内で共通理解を図りました。

教育長

次に、学校教育関係2件です。

1件目は、4月24日金曜日から5月1日金曜日に行われました「学校訪問」について、2件目は、5月23日土曜日に開催されました「小学校運動会」についてです。委員の皆さまには、お忙しい中ご参観いただき、誠にありがとうございます。後ほど、委員の皆さまにもご感想等があれば伺いたいと思っております。

教育長

次に、社会教育関係1件です。本日午前中に開催されました「社会教育委員の会議」についてです。詳細については社会教育課長が報告します。

社会教育課長

社会教育課長です。本日10時から開催しました「令和8年度第1回社会教育委員の会議」について報告します。

会議では、議長・副議長の選任、令和7年度の取組と今後の方向性、令和8年度社会教育関係事業費及び社会教育関係補助金について、審議を行いました。

また、その他項目として、府中南公民館基本設計が完了しましたので、その報告を行いました。

議長・副議長の選任では、議長に田中委員が、副議長には、小柴委員が選任されました。

令和7年度の取組と今後の方向性では、令和7年度の公民館活動や図書館活動、芸術・文化活動、スポーツ振興に関し、実績値を用いて説明を行うとともに、取組後の課題について、今後の方向性を説明し、審議いただきました。

令和8年度社会教育関係事業費及び社会教育関係補助金では、令和8年度の社会教育関係の事業内容と予算額、また、社会教育関係団体への補助金の目的と予算額について説明し、審議いただきました。

社会教育関係団体への補助金交付に際しては、社会教育委員の会議の意見を聴くことが決められていますが、本会議において、了承をいただきましたので、6月中旬ごろに各団体へ補助金を交付する予定としています。

会議で委員からは、図書館利用の減少、町立体育場廃止に伴う活動者の代替活動場所、揚倉山健康運動公園工事期間中の施設利用者の代替利用場所、部活動の地域展開、活動団体の学校備品使用、府中南公民館定期活動団体の代替活動場所といった質疑があり、答弁をいたしました。

若者の活字離れへの対策、施設利用者に対する支援、部活動地域展開について、しっかり進めてほしいといった意見がありました。

説明は以上です。

教育長

報告は以上です。

それでは「会議等」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

「学校教育関係」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

「学校訪問」及び「小学校運動会」にご出席いただきましたので、ご感想等がありましたらお願いします。

神原委員

学校訪問について、報告させていただきます。中学校、小学校を訪問させていただいた中で、私が感じたことは2点あります。

1点目は、先生によって、それぞれの授業の進め方が違うと思いますが、この授業で生徒たちに対して、何を得てもらいたいのかという学習をスタートする時の「めあて」を授業の最初の時にきちんと黒板に書いている先生と、そうでない先生がいらっしゃったというところです。教室を回った後に校長先生にお話を聞くと、普段から指導をしているという話ではあったのですが、中々それが徹底されていないというところで、今後の指導の方針としてしっかりと対応していきますという話がいくつか出たというところが、先生へのコミュニケーションが中々難しい、上手くいっていないところなのかなと感じました。

もう1点は、ICTがスタートして、長らく経ちますが、行政側からタブレットの使用を促してはいるが、授業を拝見するとタブレットを生徒が使っている授業が殆ど無かったんです。電子黒板は、かなり先生は使っていて、電子黒板と黒板を使って板書と併用されていましたが、生徒がタブレットを使っているというのを殆ど見受けられなかったので、行政は、タブレットを使って学びを進めて行きましょうという思いがある一方、実際に教育現場では、先生たちは中々使うメリットをあまり感じていない

ということなのか、そのあたりを一度、学校現場との思い、タブレットを使うことのメリット、デメリットがどうなのかということを聞く必要があるのではと感じました。以上です。

松本委員

学校訪問については、先ほど神原委員さんがお話されたように、私も少しそういうことを感じておりました。その中で新人の先生の授業に対する取組が本当に初々しくもあり、ある意味、堂々たる姿も見れて凄くがんばっていらっしゃるなど感じました。それにはしっかり先輩の先生方のフォローとか声掛けもあったのだろうなというふうに感じております。

続いて、5月23日に町内の運動会で、当日は天気が不安でしたが、本当に運動会日和というぐらい、天気に恵まれた運動会となりました。私は、府中北小学校と府中東小学校と府中中央小学校に回らせていただきました。各学校の子どもたちの思いをテーマにスローガンを作って、取り組まれておりました。府中北小学校のテーマは、「最後まで 笑顔 全力 楽しもう」、府中東小学校は、「あきらめず 一致団結 東っこ」、府中中央小学校は、「咲かせ 本気の笑顔 目指せ 本気の協力」というふうに本当に子どもたちの意見が出た中でのテーマで取り組まれている姿が凄い伝わりました。その日までの日頃の成果が発揮できて、楽しくやりきった、また清々しさや快さを感じる表情を見ることができたのが嬉しかったです。何よりも私が感じたのが、それに関わる先生方の眼差しと笑顔と声掛けにとっても感動しました。

以上です。

米田委員

学校訪問で小学校と中学校に行かせていただきまして、全体としての感想になるんですが、校舎の古い学校がたくさんありますが、その環境の中でも教室がよく整えられていて整理整頓もしっかりされていて、それなりに工夫をされているなということと、子どもたちが発表したりグループワークをしたりする授業があったのですが、とても活発に発言をしていて、班机の形が三角で、四角で対面ではない形にしてあって、グループでお話ができる班机の作り方があったんだなと勉強になりました。電子黒板で教科書のやっている部分をピックアップして映したりすることで、机が狭いので子どもたちも今どこやっているのかと分かりやすいと思いました。タブレットは、グループワークで意見を集めたり、校外学習でよく見かけますが、カメラを利用して地域を調べて、その後、新聞を作ったりする時に使っていて、全部の教科がタブレットを使った方がいいのか、低学年、中学年、高学年で、低学年はそこまでタブレットではなく、まずは鉛筆を持って書くことに重きを置いていますという先生の意見もお聞きするので、先生のお考えによってタブレットを使っていらいっしゃるのかなというふうに思いました。松本委員も言われたのですが、新人の先生がとにかく、最初にお聞きしているから新人の先生だと思うのですが、凄く落ち着いてしっかり授業をされていて、新人指導の先生の姿も見えたりするのですが、そういう先生が普段から声をかけられて、自信を持って授業ができるようにサポートされているんだろうなということで、全体的に今の先生の若返りと言いますか、職員室のメンバーはお若いなというふうに思いました。それがフレッシュなパワーとして凄く学校が元気だったな、活発だったな、楽しそうで生き生きしていたなというのを感じました。

運動会の方ですが、府中南小学校へ行かせていただきました。スローガンが「心ひとつに 盛り上がり 笑顔いっぱい 南っこ」ということで、一致団結、そして協力して運動会を、特に6年生ですよね。用具の出し入れに始まり、応援団とか凄く中心になって動いているなど感じました。今年凄くあれと思ったのが、私たちは来賓席に座らせてもらっていて、基本は来賓の方に向けて演技することが多いのですが、例えば演技が終わった後、退場する時にグループごとに保護者席の方に向かって、ダンスの中の一部を踊って、ポージングをして撮影タイムみたいなのがあって、そのグル

ープが去る。次のグループが出て行って、またちょっと違う場面を踊って、また違うポーズをして去る。グループごとに任されていると思いますが、保護者席の方にも見えやすい工夫をどの競技でもされていて前後の入れ替えが凄くいいなと思って、保護者の方にも喜んでいただけて、頑張っている姿を見ていただける工夫を凄く感じました。以上です。

玉井委員

僕は、環境がとっても大切だなと思うんですね。教室の環境とかロッカーの中とか、やっぱり落ち着いた学級づくりをするためには、環境って大切にしてほしいと思います。学校訪問をさせてもらった時に、体育とか理科室に移動している時に空いている教室を見せてもらったんだけど、結構、机がきちんとなっていて、机の向きも綺麗で、落ち着いた教室なんだなと凄く思いました。それは、どの学校もそういう感じがして、教室を見せてもらって良かったなと思います。

神原委員から言われたように「めあてとまとめ」のところ、確かに書いているところあれば、書いていないところもあって、やっぱり若い先生の方がそういうのをきっちり書いていて、慣れているなど、僕らの世代ではちょっと難しいんだろうなと思いました。ただ、大事なのは、この一時間で子どもに何を教えるかというのを教師はしっかり持つておかないといけないと思います。子どもの「めあて」であって、教師の「めあて」でもあるので、必ず一時間でどんなことを教えるか今日はここまでで何を教えるかということはしっかり持つていただけたらなと思います。

それから、やっぱりタブレットの活用を見せてほしいな。きっと色々と工夫されていて、たまたま4月だからかなと思うんですけど、タブレットを使った授業とかも見ていただけたらなと思いました。

以上です。

教育長

ありがとうございました。「社会教育関係」について、何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

それでは、米田委員が県に行かれた感想をお願いします。

米田委員

公民館の基本計画ができたというお話もお聞きしましたが、昨日、広島県生涯学習審議会がありまして、県のホームページでも資料が閲覧できると思いますが、女性団体の審議会で、最後に「障害者の学習」というテーマでグループワークをしました。障害者の定義というのが、身体障害の方だけなのか、発達障害であったり、日本で暮らされる外国籍の方だったり、どういうふうに定義するべきかということもまだ決まっていない状態ではあったのですが、健康者と障害者が何も気にせず、普通の生活の中で一緒に過ごせることが大事であろうという中で、委員に小学校の校長先生、NPOの施設長や私のような家庭教育の者がいたり、色々な立場の人が参加していて、それぞれの場所で社会福祉協議会では、こういうのをやっている、学校ではこういうのをやっているというのがあるんですけど、みんなが一緒にそれぞれが頑張っていることを情報共有して、やっていけないといけない問題だろうということで、私は社会教育の分野なので、図書館や公民館の事業が障害者の方にも気にせず入って行ける状態であるとか、例えば、目の不自由な方が音声で本を読んでもらって聞くことができる機器があるのかとか、点字翻訳されている本がどのくらいあるのかとか、公民館だったら、手話通訳が付く講座があるのかなど、出かける前に障害者が諦めてしまっている講座があるのではないかという話もでて、健康者がこういうのがあったらいい

んじゃないかと考える前に、障害者や障害者を支えている家族の方たちにどういうものがほしいかどういうことをしていきたいかどういう希望があるかということをしつかりお聞きして、それを色々な学習の場でやっていかないといけないのではという話をしました。なぜかという、県がこれからそういうことも計画の中に入れていかなければならないというふうにこの度のテーマにされていました。学校の先生の話だと学校現場は大分進んでいる。どっちかという社会教育のほうが遅れているかもしれないというお話があったので、府中町も今の現状がどうなのかなということと、これからどういうふうにサポートが進んでいくのかなということを考えながら審議会に参加させていただきました。

以上です。

教育長

学習に障害というだけではなくて、障害をもった方だけではなく、学習に障壁のある方の学習をどうするかが課題で、学校教育では、外国籍の子どもたちには日本語の指導教諭を付けたり、エレベーターを設置したり、色々工夫しております。学習の障壁というのは、必ずあると思うんですね。まさに県が取り組むということでありましたら、府中町でも一つのテーマになるではと思います。ありがとうございました。

教育長

では次に参ります。日程第3、第3号議案「府中町放課後児童健全育成事業運営規程の一部改正について」を議題といたします。

説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第3号議案、令和8年5月26日、「府中町放課後児童健全育成事業運営規程の一部改正について」、府中町放課後児童健全育成事業運営規程の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。

第3号議案について説明します。

改正の趣旨は、府中町放課後児童クラブ条例第5条の規定に基づき、令和8年6月から開始する保護者負担金について、減免規定を定めるため、「府中町放課後児童健全育成事業運営規程」を一部改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。改正後の下段、第13条をご覧ください。

減免について、5つの項目を規定しています。第1号では、生活保護法による被保護世帯である場合で全額免除、第2号では、就学援助の認定を受けている場合で全額免除、第3号では、同一世帯に2人以上の児童が放課後児童クラブに入会する場合について、2人目半額免除、3人目以降は全額免除としています。第4号では、在籍日数における規定で、現在運用として入会日を毎月初日と16日の2回としております。16日での入会において初月を半額免除と規定しています。また、同様に随時受け付けている退会について月の15日以前に退会した場合は半額免除と規定しています。この規定で夏休み、冬休み等のみの利用をされる場合、夏休みで言えば7月20日前後からの利用となるため、7月分は半額免除、冬休みで言えば、12月22日前後からの利用、1月7日前後までの利用ということで1月、2月それぞれ半額免除となります。また第5号では、災害等の理由による減免規定を設け、経済的負担への配慮を行うこととしています。

また、本改正に伴い、規程を点検し、第1条は令和7年に制定した府中町放課後児童クラブ条例を受けての趣旨とし、第2条第2項は第1条の改正による略称規定がな

くなったための条例名の記載、第5条第4号については不要な内容の削除、第13条、第14条までは本第13条を規定したことによる繰り下げといった改正を併せて行います。本改正は、条例と同様、令和8年6月1日から施行します。
説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、第3号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第4、第4号議案「令和9年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第4号議案、令和8年5月26日、「令和9年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」、令和9年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。第4号議案について説明します。

まず、教科用図書について説明します。

教科用図書には大きく分けて、文部科学大臣の検定を受けた、「検定済教科用図書」、文部科学省が著作の名義を有する、「文部科学省著作教科用図書」と、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する等の場合、学校教育法附則第9条第1項の規定により特例として教科用図書として使用が認められる、いわゆる「一般図書」の3つがあります。

このうち「検定済教科用図書」と「文部科学省著作教科用図書」については、採択期間の4年間、小学校については令和6年度から9年度まで、中学校については令和7年度から10年度までは原則として同じ教科用図書を採択すると定められておりますので、今年度も同じ教科用図書を採択し、令和9年度に特別支援学級で使用する一般図書について、必要に応じ新たに採択することとなります。

別紙をご覧ください。1採択の基本です。

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本町の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

これを採択の基本とします。

2 適正かつ公正な採択の確保、3 開かれた採択の推進、4 方法、組織及び手続については記載のとおりで、4（1）に原則として昨年度採択したものと同一のものを採択。（2）に学校教育法附則第9条第1項の規定による特別支援学級で使用する一般図書について記載しています。

なお、今後の手続きですが、まず各学校が設置する教科書選定会議等で、教科用図書を種目ごとに選定し採択権者である府中町教育委員会に提出、府中町教育委員会は、4（2）に従い採択するといった流れとなります。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

（な し）

教育長

ないようでございます。よって日程第4、第4号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

（閉会 午後2時01分）